

療養補助金請求書（領収書）のポイント

事務局より

領収書用

療養補助金請求書

様式5-2D号

令和 年 月 分	(支払月ではなく 受診月)	領収書の添付枚数	計 枚
1 同一医療機関で同一月の請求は1回限りです			
	当月の保険点数合計	当月の保険診療による本人負担額	
外来	点	円	
入院	点	円	

2 当月の保険点数合計が200点以下の場合給付はありません。領収書手数料を引くと次の点数以下では給付がないので提出しないでください。→ 1割負担…344点 2割負担…272点 3割負担…248点

- 1 療養補助金は同一医療機関、同一年月を複数回に分けての請求はできません。療養補助システムに1度入力すると追加入力は不可となります。「月初めから月末まで」をまとめてご提出ください。
- 2 領収書での請求は保険点数によっては給付金額が発生しません。負担割合によって、点数に違いがありますが、次のような計算によるものです。

- ・ 1割負担の方 当月の保険点数合計344点…本人負担額344円
(344円 - 200円) × 0.7 = 100.8円 (手数料100円を引くと0円)
- ・ 2割負担の方 当月の保険点数合計272点…本人負担額544円
(544円 - 400円) × 0.7 = 100.8円 (手数料100円を引くと0円)
- ・ 3割負担の方 当月の保険点数合計248点…本人負担額744円
(744円 - 600円) × 0.7 = 100.8円 (手数料100円を引くと0円)

マイナ保険証



令和7年12月2日より、現在お使いの健康保険証は利用できなくなりました。

Q マイナンバーカードを持っているけど、マイナ保険証を持っていることになるの？

A なりません。マイナ保険証は、マイナンバーカードを保険証として利用登録して、初めてマイナ保険証として利用できます。登録手続きは「マイナポータル」やマイナ保険証対応の病院窓口でできます。

マイナポータルとは政府で運営しているインターネットに接続して利用できるサービスのことです。

Q マイナ保険証を利用して受診した医療費も療養補助金として請求できるの？

A できます。マイナ保険証になっても、今まで使っていた健康保険証がマイナ保険証に変わるだけで、健康保険制度を利用していることに変わりありません。
※勤務先を変えたり、退職した場合には加入している健康保険が変わることになりますが、お使いのマイナ保険証自体はそのまま使えます。

Q 療養補助金請求書に記入する「受診時使用の保険名」や「保険証の保険者番号」は何を見たらわかるの？

A マイナ保険証を持っている方は、ご加入の健康保険より配布される『資格情報のお知らせ』を確認してください。お手元がない場合は、『マイナポータル』で確認されるか、ご加入の健康保険の取扱窓口へお問い合わせください。

マイナ保険証を持っていない方は、健康保険証として使える『資格確認書』（ご加入の健康保険より交付）により確認してください。